

# 加東市環境審議会について

～すばらしい環境を次世代に引き継ぐために～



加東市マスコット「加東 伝の助」

令和元年10月

加東市市民協働部生活環境課

■1950年代～

～典型7公害をはじめとする公害問題～



高度経済成長に伴う公害問題の顕在化し、環境汚染・自然破壊が大きな問題となる

■1960年代後半～

各種個別法律  
制定、改正

- ・1967年 公害対策基本法
- ・1968年 大気汚染防止法
- ・1970年 水質汚濁防止法
- ・1972年 自然環境保全法 …… 等

個別に対策を行う

地球環境問題



生活環境問題



- 従来の環境問題とは、発生の原因、構造ともに大きな変化
- 個別対策の限界
- 環境保全の多様な施策を総合的かつ計画的に推進する新たな法的な枠組が必要

■1993年

対応

「環境基本法」を制定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進

□■□加東市環境審議会とは

---

■市は、環境基本法及び加東市環境基本条例に基づく市長の附属機関として、加東市環境審議会を設置しています。

【加東市環境基本条例】

環境基本法のとおり、環境の保全と創造についての基本理念のもと、現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的に制定された条例

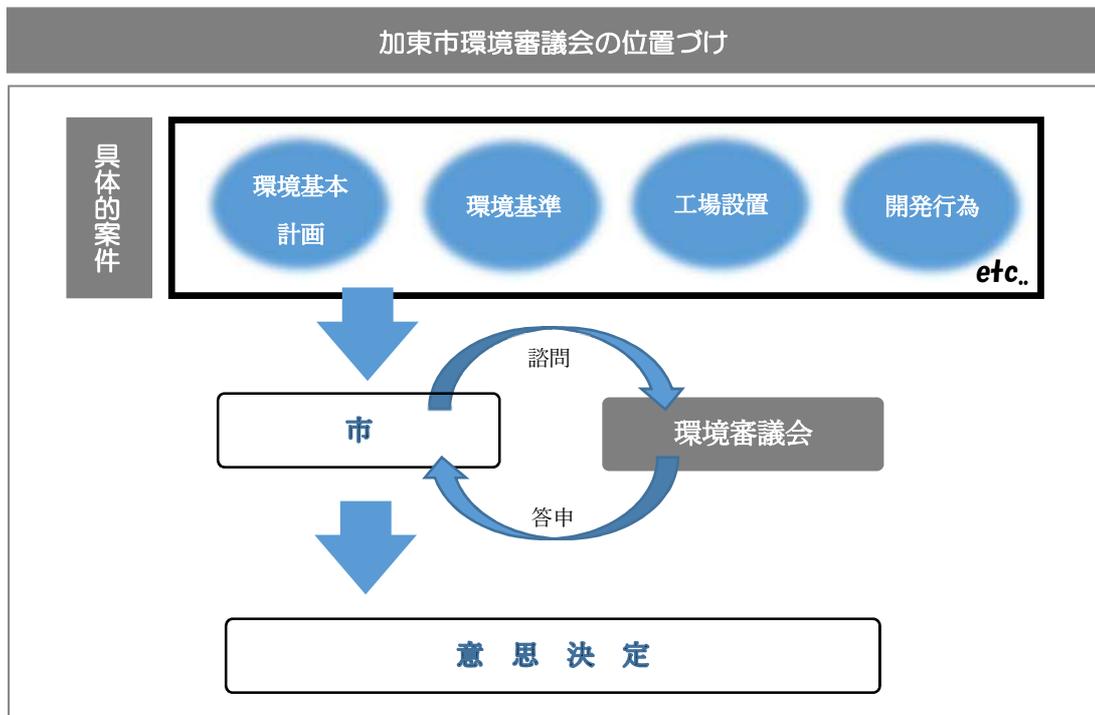
□■□主な任務について

---

■主な任務としては、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議し、市長に答申します。その後、市が当該案件の意思決定を行います。

- ①環境基本計画に関すること
- ②環境の保全と創造に関する基本的事項及び重要事項

■委員各位の視点によって、地球環境、生活環境や自然環境を保護し、加東市の“すばらしい環境を次世代に引き継ぐため”に諮問案件について、慎重審議をお願いします。



□■□平成 29・30 年度案件について

時期	審議案件	内容	事業目的
29年度 5月	開発事業同意申請	土地の造成	駐車場の設置
7月	開発事業同意申請	土地の造成	コンビニエンスストアの建設 (新設)
10月	開発事業同意申請	木竹の伐採	太陽光発電設備の設置
10月	開発事業同意申請	土地の造成及び木竹の 伐採	駐車場の設置
12月	開発事業同意申請	土地の形質の変更	太陽光発電設備の設置
12月	開発事業同意申請	土地の造成及び木竹の 伐採	太陽光発電設備の設置
3月	環境基本計画に関 する事項	環境基本計画の年次報 告	環境基本計画の年次報告
30年度 10月	開発事業変更同意 申請	過去の同意から事業目 的、事業面積等の変更	資材置場⇒露天駐車場の設置
12月	開発事業同意申請	木竹の伐採	太陽光発電設備の設置
12月	開発事業同意申請	木竹の伐採	太陽光発電設備の設置
3月	開発事業同意申請	土地の造成	駐車場の設置
3月	環境基本計画に関 する事項	環境基本計画の年次報 告	環境基本計画の年次報告

## □■□関係条例

### ■環境基本計画に関すること

#### 【加東市環境基本条例】

第10条 市長は、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 略

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第27条に規定する加東市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 略

5 略

第27条 環境基本法第44条の規定に基づき、市長の附属機関として加東市環境審議会を置く。

第28条 加東市環境審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び答申する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する基本的事項及び重要事項

### ■工場等の許可に関すること

#### 【加東市良好な環境の保全に関する条例施行規則】

第6条 条例第20条第1項（工場等の許可の基準）に規定する許可基準は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

(1) 略

(2) 別表第2に掲げる企業選定基準に適合すると認められる業種であるとき

第7条 前条第2号の規定による企業選定基準は、次に定めるところにより企業を業種別に分類したものとす。

(1) 第1種 略

(2) 第2種 略

(3) 第3種 環境の阻害が著しく、その防止が技術的、経済的に困難と認められる企業

2 前項第1号に該当する企業については企業選定基準に適合するものとし、同項第2項に該当する企業については公害防止計画が適当と認められるときに限り企業選定基準に適合するものとし、同項第3号に該当する企業については原則として企業選定基準に適合しないものとする。ただし、加東市環境基本条例第27条に規定する加東市環境審議会の審議を経て市長が認めるときは、この限りではない。

## ■規制基準の設定に関すること

### 【加東市良好な環境の保全に関する条例】

第17条 市長は、市民の健康と快適な生活環境を確保する上で必要なばい煙等に係る規制基準を定めることができる。

2 市長は、前項の規制基準を定めるに当たっては、加東市環境基本条例第27条に規定する加東市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、廃止するときも同様とする。

## ■自然環境保護地区にすること

### 【保護地区の指定】

第84条 市長は、自然環境の保全を図るため、次に掲げる地区を自然環境保護地区として指定することができる。

- (1) 第1種自然環境保護地区 略
- (2) 第2種自然環境保護地区 略
- (3) 動植物保護地区 略

2 市長は前項の地区を指定するときは、加東市環境審議会の意見を聴かなければならない。

## ■開発行為に関すること

### 【加東市良好な環境の保全に関する条例】

第85条 前条の保護地区で開発事業を行おうとする者は、規則で定めるところによりあらかじめその内容を市長へ届け出て、同意を得なければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りではない。

2 市長は、前項の規定により同意しようとするときは、あらかじめ加東市環境審議会の意見を聴かなければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

【事務局】 加東市市民協働部生活環境課  
環境政策係

T E L : 0795-43-0502

F A X : 0795-42-5282